



# 議会質問

2018年  
3月5日

## 産業経済部観光・国際交流課における元職員と特定女性職員によるカラ出張について

梶原議員

Q

昨年6月議会から9月・12月議会と3度にわたり、本市幹部職員の収賄事件容疑に絡む公務員倫理違反行為について糾してきたが、野志市特定女性職員が、2010年には、1年間で40泊55日間もの間、二人で出張に出かけている。

仕事日数を年間220日として、実に1週間に一度は二人で出張に行き、しかも、それをほぼ3年間も続けたことになる。

旅行だったのか、仕事だったのか分からぬが、疑われた以上、正しく仕事をしていたといいう証明を明確な証拠をもつて示さなければならぬ」と考へる。

議員も同じだが、職員の給与や出張経費は、市民の皆さんの血税から出されている。公費で賄われている以上、移動手段・移動経路等の出張記録や交通費・宿泊費等の出張精算には、その領収書添付を義務化し、不祥事の再発防止に努めなければならない。

(当たり前だが、議員の政務活動費は領収書なしでは1円たりとも出ない。)

昨年9月と12月議会で、この二人の2011年(平成23年)11月12日(土)広島への出張についての質問に対し、野志市長は、「12月は午後1時から広島大学で開かれたプロジェクト研究中間報告会に参加した」と本人に確認することなく答えている。

昨年12月議会の再質問で、「この日午後、二人は観光地に行つた」という証言があるが、本人に確認すべきではないか」と質問したが、市長は「出張は命令に基づく出張であったことから、本人確認する必要がない」と確認を拒否し、管理者としての仕事を怠つたことは許されない。

市長が管理者としての仕事を怠つたために、カラ出張が行われていたことに気付かず、職員による税金詐取を許したとしたら、市長はどう責任をとるつもりなのか。

広島大学で開かれた中間報告会には参加しましたが、その前に、急きよ甘日市市の観光担当事務局と調整がとれ、宮島水族館等を視察することになったとのことでした。

ただし、当初の予定を一部、急きよ変更して宮島を視察したにもかかわらず、その報告を怠つていたことが判明しましたので、今後、

梶原議員

Q

これまで否定していた二人の職員の宮島行きと出張虚偽報告を初めて認める。

このようないいよう適正な事務執行の徹底に努めてまいります。

出張予定日程表でことが足りるのなら誰でもカラ出張が可能であり、「日程表添付があれば証拠書類と考えている」という野志市長の答弁 자체が、税金使い放題の公務員特権体質以外の何物でもない。優しく言つても、厳しく言つても税金詐取を許すことはできない。

即刻、領収書なしでは、公金支出はしない体制にすることを再度強く求めるが、見解を問う。

総務部長の答弁

平成30年度の見直しの一つとして、復命の方法を見直すこととしています。具体的には、出張した事実を報告し、航空券の半券や宿泊施設の領収書などを添付するつもりです。

この4月から出張時の領収書添付義務化を約束する。

梶原議員

Q

市議会最終日の19日、栗原議長は理事者の要請を受け、5日の松山市のカラ出張を取り上げた梶原の質問にある「職員が宮島水族館にいた証拠として、15時20分に入館記録がある」という指摘に対し「入館ではなく、退館記録ではないか」疑義があるとして、客観的判断ができないにもかかわらず、一方的にこの文言の取り消し命令を出した。(梶原は拒否)

しかし、問題は広島での研究報告会に出席せず、宮島で観光を行つたことに変わりなく、明らかに「カラ出張疑惑隠蔽」を意図したものに他なりません。その他にも、9月・12月議会と2度の市長答弁では「二人の職員は研究報告会に13時から17時35分まで出席していた」(宮島には行つていない)と大うその答弁をしていたことや、このカラ出張職員一人が、虚偽の出張報告をしていた事実の指摘に対し「議会の品位を傷つける発言」と議長にこじつけさせ「虚偽」うそという言葉まで取消命令を出すという市政二元代表制と議員の質問権まで否定する前代未聞の職権乱用・悪用を行いました。

しかも、その根拠とした地方自治法129条は、「議長は、議会の会議中に議場に秩序を乱す議員に対して、秩序を維持するために發言の取り消し命令等を出せる」とあるだけで、本件は議場の秩序維持事由には全く当てはまらず、暴挙としか言いようがありません。

野志市長及び市長代弁の議会事務局と議長が結託をはかり、カラ出張の隠蔽工作を行つたことに断固抗議をするとともに、「取り消し命令」の撤回を求める。

今後とも市政監視の役割を果たし、市民の大切な税金が無駄に使われるこがないように議員としての責任を果たして行く覚悟です。

### 産業経済部長の答弁

元職員が、広島大学に直行せず、宮島水族館を視察をしていたときの写真や記録があるなどということですが、業務の一環として必要な用務だつたと考へています。

証拠の提示で、報告会に出ず宮島へ直行したことは認めめたが、今度は「仕事で行つた」と開き直る。



## カラ出張問題の議会やりとり

12月議会

9月議会

### 産業経済部長

### 梶原議員

2011年11月12日から15日の広島から大阪への出張で、12日は広島での意見交換会となつていますが本当に参加したのか。別の場所に行つていていたのではないか。会に参加した証明はできるか。

①二人は午後2時頃宮島でお昼ご飯を食べて、その後3時20分頃に宮島水族館に入つて、その後3時20分頃に宮島水族館に入つて、その間に事情聴取を行つた上で眞実の説明・答弁を求める。

②二人が宮島水族館に入った記録があることについて(証拠写真あり)

③二人が宮島水族館に行つたときに出した名刺があることについて(証拠コピーあり)

▶宮島水族館の入館記録を提示してカラ出張疑惑を追及する梶原ときよし議員

出張は部局長がその必要性や出張者、日程などを判断して命令するとともに、出張後は職員からその都度報告を受けて実施内容を確認していますので、改めて本人等に確認する必要は無く、出張日程表が添付された報告書でも証拠書類と考えています。

## 野志市長3つの虚偽答弁

(9月議会: 二人は午後1時から研究報告会に参加していた。  
12月議会: 二人は観光地(宮島)には行っていない。  
3月議会: 二人は宮島には行ったが、仕事で行った。)

## 議長と結託したカラ出張の疑惑隠蔽に断固抗議!

産業経済部長

梶原議員

9月議会で、元職員と特定職員が同行出張した2011年11月12日から15日の出張について、12日は広島での報告会に出席したとの答弁がなされていましたが何をもつて断言したのか。その根拠は何か。元職員や同行職員に確認したのか。

出張は部局長がその必要性や出張者、日程などを判断して命令するとともに、出張後は職員からその都度報告を受けて実施内容を確認していますので、改めて本人等に確認する必要は無く、出張日程表が添付された報告書でも証拠書類と考えています。